

独立行政法人国立病院機構甲府病院面会規程

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構甲府病院（以下、当院という）の入院患者への面会について必要な事項を定め、院内の安全確保、感染拡大防止対策に配慮しつつ、入院患者と家族との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

(面会時間)

第2条 当院における入院患者への面会時間は以下のとおりとする。

(1) 一般病棟 平日14時～19時 土曜日、日曜日、祝日11時～19時

(2) 重症心身障害児（者）病棟 14時～16時

2 1回あたりの面会時間は、2時間以内を目安とする。

(面会者)

第3条 面会者は入院患者の親族であり、高校生以上の者とする。親族の範囲は下記の通りとする。

(1) 配偶者、パートナー

(2) 子

(3) 両親

(4) 兄弟姉妹

(5) 祖父母

(6) その他、当院が親族と同等の資格を有すると認めた者

(面会人数)

第4条 同時に面会できる人数は、一般病棟は2名まで、重症心身障害児（者）病棟は3名までとする。

(面会受付)

第5条 面会者は、病棟スタッフステーションにおいて面会申込書を記載すること。面会時は、面会許可証を着用すること。

(面会場所)

第6条 面会場所は、入院患者の病室及び病棟食堂、談話室とする。

(遵守事項)

第7条 面会者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

二 当院が定める面会受付方法や面会時間、人数、面会者、指定された面会場所等を守ること。

三 当院敷地内での飲酒、喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。

四 見舞品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。

五 院内感染防止対策に留意すること。

(1) 熱、咳、咽頭痛、鼻汁、倦怠感、胃腸炎症状の症状がないこと。感染症の症状がある場合は、面会は不可とする。

(2) 面会時には、必ずマスクを着用すること。

五 その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

2 前項各号に違反した場合、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

(主治医判断による面会の制限について)

第8条 患者の主治医が当該患者の病状等を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

(本規程の定期的な見直しについて)

第9条 本規程については、少なくとも年1回以上見直しを行うこととする。

(附 則)

本規程は令和8年6月1日より施行する。